

乳幼児医療・神石高原こども医療・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちのみなさまへ

令和6年4月1日から 保険診療の自己負担が 無料になります

利用方法

【広島県内の医療機関で診療を受ける場合】

被保険者証と一緒に今回お送りした受給者証を窓口提示いただくと、**保険診療の自己負担が無料**となります。

【広島県外の医療機関で診療を受ける場合】

受給者証が使用できませんので、後日町から医療費の差額を支給します。
被保険者証・受給者証・医療費の領収証・振込先の通帳をお持ちのうえ役場福祉課または各支所町民課まで申請してください。

現在お持ちの受給者証は、令和6年4月1日以降使えませんので、ご家庭で確実に破棄していただくか、役場福祉課または各支所町民課へ返却してください。
ご利用の際は、受給者証の内容をご確認頂き、お間違えのないようお願いいたします。

*保険診療以外は自己負担となります。

お問い合わせ先

神石高原町役場 福祉課 医療係
〒720-1522 神石高原町小畠1701番地
電話：0847-89-3320

